

御浜町

新統合小学校及び統合中学校基本計画

令和 7 年 9 月

御浜町教育委員会

## 目次

1. 基本計画	P 2
(1) 御浜町新統合小・中学校基本計画について	
(2) 御浜町新統合小・中学校整備基本方針	
2. 現状分析	P 4
(1) 施設の概要	
(2) 児童生徒数及び学級規模の想定	
(3) 建設予定地	
3. 施設整備計画	P 7
(1) 土地利用計画等について	
(2) 校舎及び運動場の規模について	
(3) 施設（全体）について	
(4) 施設（諸室）について	
(5) 構造等について	
(6) 設備環境について	
(7) 自然環境への配慮について	
(8) 関係法令について	
4. 開校スケジュール	P 16

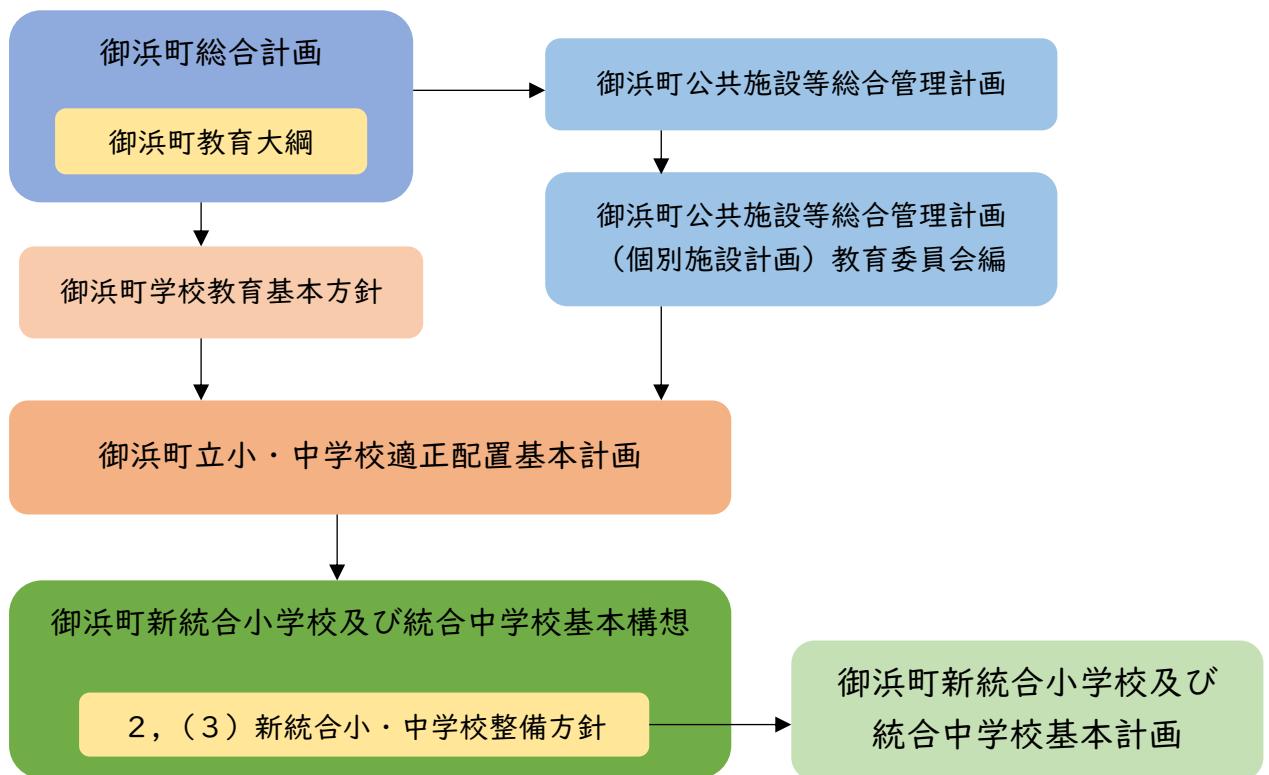
## I. 基本計画

### (1) 御浜町新統合小・中学校基本計画について

本町の小、中学校を取り巻く状況は「急激な少子化の進行」「防災上の懸念」「施設の老朽化」などが深刻な課題となっています。このような状況の中、令和7年3月に「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」（以下、基本計画）を策定し、本町立小・中学校の適正配置の実現に向けて取り組んできました。

また、基本計画に基づいて「神志山小学校」「御浜小学校」「阿田和小学校」の3校、「御浜中学校」「阿田和中学校」の2校をそれぞれ統合するため「御浜町新統合小学校及び統合中学校基本構想」（以下、基本構想）を策定したところです。

本計画は、基本構想の具体的な計画として、整備場所、整備方法、整備スケジュール、施設規模などを定めるものです。



## (2) 御浜町新統合小・中学校整備基本方針

基本構想を踏まえ、神志山小学校、御浜小学校、阿田和小学校の3校と御浜中学校、阿田和中学校の2校を統合対象とした新統合小・中学校については、基本計画に位置付けた下記4点を整備基本方針とするとともに、御浜町の教育大綱を踏まえ、安全で安心な教育環境の整備と本町立小・中学校の適正配置を推進し、新しい時代に即した学校教育の充実に取り組み、魅力ある学校づくりを目指します。

### 1) 整備基本方針

- 防災上の懸念、校舎老朽化、少子化の進行など諸課題に早急に対応する必要があるため、できるだけ早急に新統合小・中学校の新校舎を建設し、令和12年4月予定の開校と同時に統合します。
- これまで御浜町が培ってきた小中一貫教育の実践を参考に、新統合小・中学校においても小中一貫教育を推進して特色ある学校とし、学校の魅力を向上させます。
- 早期に新校舎の建設を実現し、かつ小中一貫教育を推進するため、小学校・中学校別の建設ではなく、施設一体型の小学校と中学校を設置します。  
(ただし、小・中学校ともに2クラス規模の学校を想定しているため、小学校・中学校は別階、グラウンドや体育館なども児童・生徒が利用しやすいよう、それぞれの独立性は一定担保する必要があります)
- 防災面から高台にある土地、広い用地の確保、用地取得の容易さ、交通事情の良さ、通学距離が極端に長くならない(地域バランスの取れた)位置などの条件を満たす場所を新校舎の建設候補地として選定し、総合的に検討した結果、市木地区(南平)を建設候補地とします。

### 2) 基本目標

瑞々しい感性と確かな学力を備え、逞しく生き抜く人材を育てます。  
郷土への誇りと愛情を持ち、将来の御浜町を担う人材を育てます。

### 3) コンセプト

- ①つながりある9年間の学習に対応した新しい時代の学びを行う学校とします。
- ②瑞々しい感性と確かな学力、将来を逞しく生き抜く力を育てる学校とします。
- ③御浜町の自然や文化を学び、郷土への誇りと愛情を育む学校とします。

### 4) コンセプトの具体的な展開

- ①つながりある9年間の学習に対応した新しい時代の学びを行う学校
  - ・専門性の高い指導により一人ひとりの児童の理解を深めるとともに、中学校での学習指導へとスムーズにステップアップさせていくことを目指します。
  - ・小中全教員が一緒に授業研究や校内研修を行い、小中9年間の系統性のある学習指導の実践につなげ、それぞれの発達段階に応じた様々な指導・支援を共通認識のもとで実践します。

- ・新しい時代の学びに対応するため、DXを用いた学習環境の整備を進めます。
  - ・生徒への学習指導を円滑に進めるために、教職員の執務環境の整備を進めます。
- ②瑞々しい感性と確かな学力、将来を逞しく生き抜く力を育てる学校
- ・わからないことをそのままにせず、前向きに挑戦し学び続ける児童、生徒を育てます。
  - ・一人ひとりが自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら未来を主体的に切り拓くことのできる人材を育成します。
  - ・小学生は中学生の創造力や企画力、実践力に触れ、めざす自分像をイメージすることができます、自身のやる気へつなげます。
  - ・中学生は小学生に対し、同じ目線に立つことで相手の立場に立った物事を考える姿勢や思いやりを育むことで人権意識の向上につなげます。
- ③御浜町の自然や文化を学び、郷土への誇りと愛情を育む学校
- ・御浜町の豊かな自然や熊野古道をはじめとした、地域に受け継がれる有形・無形の伝統文化を深く知る子供たちを育てる学校とします。
  - ・まちづくりの主体者としての意識を高め、町の将来を担う人材の育成を目指します。

## 5) その他

新統合小・中学校の新校舎については、学校施設だけではなく、防災機能など多機能化の検討も行います。

## 2. 現状分析

### (1) 施設の概要

統合対象である、3つの小学校と2つの中学校に関して、現校舎の概要を以下のとおりまとめました。

表Ⅰ 現校舎の概要

	神志山小学校	御浜小学校	阿田和小学校
建築年	昭和41年	昭和38年	昭和45年
構造	RC造3階建	RC造3階建	RC造3階建
敷地面積（㎡）	15,904	13,937	18,693
延床面積（㎡）	1,515	2,277	2,312
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震
耐震補強	実施済	実施済	実施済

	御浜中学校	阿田和中学校
建築年	昭和 62 年	昭和 59 年
構造	RC 造 3 階建	RC 造 3 階建
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	26,456	31,521
延床面積 (m <sup>2</sup> )	2,482	2,404
耐震基準	新基準	新基準
耐震補強	不要	不要

※「阿田和小学校」は津波浸水区域 2 ~ 5 m、洪水浸水区域 3 ~ 5 m、「阿田和中学校」は土砂災害警戒区域が想定されています。

## (2) 児童生徒数及び学級規模の想定

新校舎の利用開始時期を令和 12 年（2030）年度と設定し、児童・生徒数の推計（令和 7 年度 5 月調査より）から、令和 12 年度の児童生徒数を小学生 189 名、中学生 143 名、合計 332 名と想定します。

計画学級数は小・中学校ともにクラス替えができるよう、1 学年 2 クラス規模とします。

## (3) 建設予定地

### 1) 建設予定地における検討要件

#### ① 「防災面から高台にある土地」

海拔 30m 程度の土地の高さとする。

#### ② 「広い用地の確保」

小学校と中学校を併設すること、また多目的な活用も考えられるため、広い駐車場が必要であること等を考慮し、40,000 m<sup>2</sup>程度の広さとする。

#### ③ 「用地取得の容易さ」

早期建設に向けて、用地取得が容易な場所とする。

#### ④ 「交通事情の良さ」

登下校の安全性を確保するため、道路広さなど交通事情の良い場所とする。

#### ⑤ 「通学距離が極端に長くならない（地域バランスの取れた）位置」

できるだけ町内海岸部の中心付近で通学距離が極端に長くならない位置とする。

## 2) 建設予定地の選定

- 検討の結果、市木地区（南平）を建設予定地に選定した。
- 建設予定地：三重県南牟婁郡御浜町下市木 地内
  - 敷地面積：約 34,000 m<sup>2</sup>
  - 立地高さ：海拔 28.3～35.3m（国土地理院 web より）
  - 地域地区：都市計画区域内、農業振興地域
  - 建ぺい率：60%以下
  - 容積率：200%以下
  - 道路高さ制限：1.5
  - 隣地高さ制限：1.25
  - その他法規制：宅地造成等工事規制区域、特定盛土規制区域
  - 接道 東側：建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路（幅員：6m）  
南側：農道

図1 建設予定地



(出典：国土地理院)

### 3. 施設整備計画

#### (1) 土地利用計画等について

- ・屋外運動施設は、校舎等からの動線を考慮し、子どもたちの円滑な利用が図れる配置とする。
- ・不審者の侵入防止や犯罪防止のため、死角となる場所をつくらないようにする。
- ・スクールバスが旋回できる場所を確保し、安全に乗降でき円滑に昇降口にアクセスできる動線及び構造とする。
- ・敷地内のバリアフリー化を図る。また、敷地内の高低差も踏まえ、安全性に配慮した計画とする。
- ・来客者駐車場は、十分な駐車スペースを整備し、子どもたちの安全を確保できる適切な位置に配置する。
- ・汚水は、合併浄化槽にて処理をし、前面道路側溝に排水する。

#### (2) 校舎及び運動場の規模について

校舎及び運動場については、学校教育法第三条の規定に基づき定められている「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」によります。最低限必要な面積は、下記の算定により、校舎 2,463 m<sup>2</sup>（小学校：1,245 m<sup>2</sup>、中学校：1,218 m<sup>2</sup>）、運動場 6,000 m<sup>2</sup>（小学校：2,400 m<sup>2</sup>、中学校：3,600 m<sup>2</sup>）、体育館 2,353 m<sup>2</sup>（小学校：1,215 m<sup>2</sup>、中学校：1,138 m<sup>2</sup>）となります。

校舎の面積 (m<sup>2</sup>)

児童数・生徒数	小学校	中学校
1～40人以下	500	600
41～480人以下	500+5×(児童数-40)	600+6×(生徒数-40)
481人以上	2,700+3×(児童数-480)	3,240+4×(生徒数-480)

運動場の面積 (m<sup>2</sup>)

児童数・生徒数	小学校	中学校
1～240人以下	2,400	3,600
241～720人以下	2,400+10×(児童数-240)	3,600+10×(生徒数-240)
721人以上	7,200	8,400

※グラウンドは、小学校及び中学校で一体利用として1面計画する。

体育館の面積 (m<sup>2</sup>)

学級数	小学校	学級数	中学校
1～10学級	894	1～17学級	1,138
11～15学級	919	18学級以上	1,476
16学級以上	1,215		

※体育館は、小学校及び中学校で一体利用として1施設計画する。

### (3) 施設（全体）について

- ・9年間を見通した教育活動ができるように施設一体型の校舎を計画する。
- ・敷地の形状や高低差を活かして合理的かつ移動等に支障がないように校舎を配置する。
- ・将来、バイパスが通ることを考慮し、施設は敷地北側へ配置する。
- ・シンプルな形態で、維持管理や将来的な利用形態の変更にも対応可能な構造とする。
- ・奥行きのある空間や面積の広い空間は、採光、換気、音響等の環境条件の確保に留意して規模、位置等を計画する。
- ・廊下、階段は、安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画する。
- ・校舎の構造は、鉄筋コンクリート造を基本としますが、それ以外の構造についても検討し、イニシャルコストだけではなく、ランニングコストも考慮した持続可能な校舎を目指す。
- ・インターネット環境に考慮して、Wi-Fi設備等の整備を計画する。
- ・災害時においても利用可能な建物を計画する。

### (4) 施設（諸室）について

#### 1) 必要諸室

「小学校設置基準」「中学校設置基準」で必ず設置することが位置づけられている教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室 及び「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」で設置が望ましいと記載されている諸室についても必須とします。以下表に整理します。

#### ○ 導入を検討すべき学校諸室

諸室分類	文科省 学校教育法 小学校・中学校設置基準	文科省 小学校・中学校施設整備指針
教室	<input type="checkbox"/> 普通教室 <input type="checkbox"/> 特別支援学級	<input type="checkbox"/> 多目的教室 <input type="checkbox"/> 通級による指導のための関係室
特別教室	<input type="checkbox"/> 理科室 <input type="checkbox"/> 音楽室 <input type="checkbox"/> 美術室 <input type="checkbox"/> 技術室 <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 被服室 <input type="checkbox"/> コンピューター教室 <input type="checkbox"/> 図書室・書庫 <input type="checkbox"/> 図工室	<input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 放送室 <input type="checkbox"/> 教材・教具の作成・収納空間
運動施設等	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 <input type="checkbox"/> 屋外運動場	<input type="checkbox"/> プール、更衣室・便所・シャワー室 <input type="checkbox"/> 運動器具庫

生活・交流空間		○食堂、ランチルーム ○調理室、配膳室
共通空間		○昇降口 ○ホール、ラウンジ ○便所 ○廊下・階段 ○エレベーター
管理関係室	○職員室 ○保健室	○校長室 ○事務室 ○印刷室 ○校務員室 ○会議室・応接室 ○給湯室 ○職員用更衣室・休憩室 ○倉庫 ○機械室・電気室 ○防災備蓄倉庫
地域と学校の連携・協働スペース		○学校運営協議会、地域学校協働活動、PTA活動の拠点
その他付帯施設		○体育倉庫、屋外便所

導入を検討すべき学校諸室をふまえ、統合小中学校においては次のとおり計画する。

2) 必要諸室の概要等

	室 名	各室の概要	参考面積
校舎	教室エリア	普通教室 (小学校) ・各学年に 2 教室設ける ・日照、採光、通風等の良好な環境条件に配慮する ・十分な掲示スペースを確保する ・児童の収納スペースを確保する	64 m <sup>2</sup> × 12 室 (768 m <sup>2</sup> )
		特別支援教室 (小学校) ・2 室を隣接させ、児童の人数に応じて可動式パーテーション等で一体での利用もできるようとする ・児童の個別指導やクールダウン等に使用するため、外部からのプライバシーを確保し、落ち着いて学習できるよう配慮する	32 m <sup>2</sup> × 6 室 (192 m <sup>2</sup> )
		普通教室 (中学校) ・各学年に 2 教室設ける ・日照、採光、通風等の良好な環境条件に配慮する ・十分な掲示スペースを確保する ・生徒の収納スペースを確保する	64 m <sup>2</sup> × 6 室 (384 m <sup>2</sup> )
	特別支援教室 (中学校)	・2 室を隣接させ、生徒の人数に応じて可動式パーテーション等で一体での利用もできるようとする ・生徒の個別指導やクールダウン等に使用するため、外部からのプライバシーを確保し、落ち着いて学習できるよう配慮する	32 m <sup>2</sup> × 3 室 (96 m <sup>2</sup> )
		多目的教室 ・照明は、必要に応じて照度を調整できるようにする	32 m <sup>2</sup> × 2 室 64 m <sup>2</sup> × 2 室 (192 m <sup>2</sup> )
	特別教室エリア	美術室 ・展示・鑑賞等のスペースを確保する ・水栓、流し等を利用しやすいように設置する ・絵具等の汚れの落としやすさを考慮した仕上げ材を使用する	96 m <sup>2</sup>
	美術準備室	・材料、工具、完成品の保管のスペースを確保する	32 m <sup>2</sup>

	理科室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な掲示スペースを確保する</li> <li>・小学校、中学校でそれぞれ確保し、共用としない</li> <li>・床は、耐薬、耐熱性能を考慮した仕上とする</li> <li>・特殊な教材（人体模型等）を収納できる棚を設置する</li> </ul>	96 m <sup>2</sup> ×2室 (192 m <sup>2</sup> )
	理科準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬品等の保管をするため、施錠ができるようにする</li> </ul>	32 m <sup>2</sup>
	音楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他教室に対し、防音対策を講じる</li> <li>・楽器等の移動を容易とする床・出入口の形状とする</li> </ul>	96 m <sup>2</sup> ×1室 64 m <sup>2</sup> ×1室 (160 m <sup>2</sup> )
	音楽準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽器収納スペースを確保する</li> </ul>	64 m <sup>2</sup>
	技術室 図工室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示・鑑賞等のスペースを確保する</li> <li>・工具機械等の騒音の他教室への影響に配慮する</li> <li>・機械工作機器の設置を考慮した耐久性のある床とする</li> </ul>	96 m <sup>2</sup> ×2室 (192 m <sup>2</sup> )
	技術準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工具等収納スペースを確保する</li> </ul>	32 m <sup>2</sup>
	家庭科室 (被服室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作途中の作品の保管スペースを確保する</li> <li>・作品展示のスペースを確保する</li> </ul>	96 m <sup>2</sup>
	家庭科準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被服用器具等の収納スペースを確保する</li> </ul>	32 m <sup>2</sup>
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な掲示スペースを確保する</li> </ul>	96 m <sup>2</sup>
	調理準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理器具等収納スペースを確保する</li> </ul>	32 m <sup>2</sup>
管理エリア	職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校の職員室は共用とする</li> <li>・運動場側に面し、校内各所への移動のしやすい場所に配置する</li> <li>・書棚、掲示板、ロッカー等を設置し、教材等の保管のためのスペースを確保する</li> <li>・職員室内に事務職員用のスペースを確保し、パーテーション等で区切る</li> </ul>	288 m <sup>2</sup>

	校長室	・2室設ける	32 m <sup>2</sup> ×2室 (64 m <sup>2</sup> )
	保健室	・2部屋設ける ・運動場側に配置し、緊急車両と連携が取りやすいものとする ・備品等に応じた収納を確保する ・シャワールームを設ける ・シャワールームは小、中学校で兼用とする	48 m <sup>2</sup> ×2室 (96 m <sup>2</sup> )
	相談室	・2部屋設ける ・相談内容が外部に聞こえないように、防音を考慮する	16 m <sup>2</sup> ×2室 (32 m <sup>2</sup> )
	会議室	・情報機器の使用を考慮する	64 m <sup>2</sup> ×2室 (128 m <sup>2</sup> )
	印刷室	・職員室内に印刷スペースとして配置する	16 m <sup>2</sup>
	放送室	・小学校・中学校で分けて配置する	16 m <sup>2</sup> ×2室 (32 m <sup>2</sup> )
	更衣室	・教職員用更衣室を男女別で設ける	30 m <sup>2</sup> ×1室 36 m <sup>2</sup> ×1室 (66 m <sup>2</sup> )
	職員用休憩室	・教職員用に休憩室を設ける	16 m <sup>2</sup>
	教職員用トイレ	・来客用・職員用に使用するものとして設ける	21 m <sup>2</sup> ×1室 24 m <sup>2</sup> ×1室 (45 m <sup>2</sup> )
	給湯室	・来客用・職員用に職員が使用するものとする	16 m <sup>2</sup>
	用務員室	・事務スペース、作業スペース、更衣スペースを設ける	16 m <sup>2</sup>
共用スペース	図書室	・十分な採光で明るさを確保する ・読書スペースはリラックスできるように配慮する ・開放された空間とし、天井を可能な限り高くする ・小学校、中学校で別々とする	180 m <sup>2</sup> ×2室 (360 m <sup>2</sup> )

		多目的スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温かみのある木調の床・家具を設置し、可能な限り移動させやすいように配慮する</li> <li>・衛生に配慮した設備等とする</li> <li>・照明については、必要に応じて照度を調整できるようにする</li> <li>・家具・設備等については、小学校低学年から地域開放まで幅広い利用を考慮する</li> <li>・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる</li> </ul>	288 m <sup>2</sup>
		生徒会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会室と生徒会室を別に設ける</li> </ul>	32 m <sup>2</sup> ×2室 (64 m <sup>2</sup> )
		トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるように計画する</li> <li>・トイレは洋式便器とする</li> <li>・床はドライ仕様とする</li> <li>・各階に1か所以上、多機能トイレを設置する</li> <li>・節電、児童・生徒の存在が分かるよう照明はセンサー方式とする</li> </ul>	21 m <sup>2</sup> ×6室 24 m <sup>2</sup> ×6室 4 m <sup>2</sup> ×3室 (282 m <sup>2</sup> )
屋外運動場	運動施設	グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校及び中学校での一体利用として1面確保する</li> <li>・校舎等からの動線を考慮し、子どもたちの円滑な利用が図れる配置とする</li> <li>・夜間照明設備を配置する</li> </ul>	6,000 m <sup>2</sup>
		屋外遊具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校低学年用の遊具を配置する</li> <li>・低学年が使用することから、低学年のクラスに近い位置に設置するよう計画する</li> <li>・安全性の面から、揺れ、回転、滑降等を伴う遊具の設置については、十分に考慮する</li> </ul>	
屋内運動場		屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校及び中学校での一体利用として1施設確保する</li> <li>・空調設備を導入する</li> <li>・空調は競技に影響がでないよう、風向きを考慮する</li> <li>・舞台の高さを小中学校利用に適するよう配慮する</li> </ul>	2,353 m <sup>2</sup>

プール	プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25m、4コース程度とする</li> <li>・仕様は(財)日本水泳連盟プール公認規則に定める標準競泳プールに準ずる</li> <li>・水深は公認規則に準ずるが、小学生低学年の利用を考慮し、一部を浅くする</li> <li>・排水口や循環ろ過用吸水口の安全性を確保する</li> <li>・プールサイドの床は防滑性の高い材料とし、日射により熱くなりにくい仕様とする</li> <li>・周囲からの視線を遮る工夫を行う</li> </ul>	800 m <sup>2</sup>	
	プール更衣室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣室は男女別とする</li> <li>・双方及び外部から見透かせない構造とする</li> <li>・男女別トイレ及び多目的トイレを設置する</li> <li>・コースロープなど器具を収納する器具庫を確保する</li> </ul>	100 m <sup>2</sup>	
給食センター	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現給食センターの移転先として確保する</li> <li>・御浜町小中学校全域の給食を賄うため、その食数に適した広さとする</li> <li>・二次汚染防止の観点から、部屋単位で区分する</li> <li>・調理場はドライシステムとする</li> <li>・運搬等のため、大型車の出入りに配慮した車両動線を確保する</li> </ul>	550 m <sup>2</sup>	
駐車場	その他	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の台数は教職員(50人)、給食センター職員(30人)、来訪者(20人)を含めた台数を確保する</li> <li>・児童・生徒の安全確保を十分に考慮し、計画する</li> </ul>	2,800 m <sup>2</sup>
駐輪場		駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車通学する生徒のための駐輪場を適宜確保する</li> <li>・駐輪場は屋根付きとする</li> <li>・駐車台数は140台を想定</li> </ul>	168 m <sup>2</sup>

必要諸室面積	
校舎（※）	4,497 m <sup>2</sup>
屋内運動場	2,353 m <sup>2</sup>
屋外運動場	6,000 m <sup>2</sup>
プール	900 m <sup>2</sup>
給食センター	550 m <sup>2</sup>
駐車場	2,800 m <sup>2</sup>
駐輪場	168 m <sup>2</sup>
合計	17,268 m <sup>2</sup>

※校舎には、共用部分の面積を含んでいません。

#### (5) 構造等について

- ・耐震性能は、国土交通省官庁營繕の技術基準「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における構造体の耐震安全性の目標のⅡ類とする。
- ・切土・盛土に配慮し校舎等の安全な基礎構造を確保する。

#### (6) 設備環境について

##### ア. 電気設備計画

- ・省エネルギー化を図り、維持管理費が抑えられる計画とする。
- ・エレベーターを設置する。
- ・太陽光設備の設置を計画する。
- ・必要に応じて蓄電池を設置する。
- ・電気設備は、職員室で一斉管理できる計画とする。

##### イ. 空気調和設備計画

- ・各諸室に空調設備を計画する。
- ・高効率の空調機器を導入して省エネルギー化を図る。
- ・自然風や太陽熱等を利用し、快適な温熱環境を保つよう計画する。

##### ウ. 給排水衛生設備計画

- ・節水に配慮し、メンテナンスしやすい設備計画をする。

#### (7) 自然環境への配慮について

小学校及び中学校の統合にあたり、Low-E複層ガラスや高断熱材などの外皮性能の強化や省エネルギー対策としてLED照明器具や高効率空調機器を導入し、小中学校運営にかかるエネルギーの削減を図り「ZEB Ready」を目指します。また、「見える化」のため消費エネルギー量や発電量等の表示装置を設置し、児童への環境教育につなげます。

#### (8) 関係法令について

- ・教育基本法、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、学校教育施行細則
  - ・学校給食法、学校給食法施行令、学校給食法施行規則、学校給食衛生管理基準
  - ・公立義務教育諸学校の学校編制及び教職員定数の標準に関する法律
  - ・建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則、三重県建築基準条例
  - ・三重県宅地開発事業の基準に関する条例
  - ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
  - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
  - ・消防法、消防法施行令、消防法施工規則、
- その他必要な条例

#### 4. 開校に向けたスケジュール

新校舎（小・中併設校）整備スケジュール

項目	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
適正配置基本計画		➡							
用地取得			➡						
造成設計・工事			➡	➡	➡				
基本・実施設計			➡	➡	➡				
校舎等建設工事						➡	➡		

開校  
新校舎  
供用  
開始

※ただし、今後の状況変化により変更となる場合もあります。